

官報

号外
昭和五十四年二月二十七日

第八十七回国 衆議院会議録 第十号

昭和五十四年二月二十七日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和五十四年二月二十七日

午後一時開議

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会、内閣提出)
逓谷自治大臣の昭和五十四年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議
○議長(濶尾弘吉君) これより会議を開きます。

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会、内閣提出)

○議長(濶尾弘吉君) 日程第一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長(大橋敏雄君) 科学技術振興対策特別委員長大橋敏雄君。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔大橋敏雄君登壇〕

○大橋敏雄君 ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力発電所からの使用済み燃料を計画的かつ安全に再処理するための再処理事業の民営を認めることにより、わが国における自主的核燃料サイクルの確立の推進を図ろうとするものであります。

本案の主な内容は、その第一は、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所以外の者も、内閣総理大臣の指定を受けた場合には、再処理事業を行うことができることとするにより、再処理事業を行うことができる者の範囲を拡大するとともに、指定の基準等を明定することであり、第二は、再処理事業者は、再処理施設について内閣総理大臣の使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととする等、再処理事業の規制に関し、その充実強化を図るとともに、関係規定の整備を行うこととあります。

本案は、去る第八十四回国会に提出され、昭和五十三年四月七日日本会議において趣旨説明と質疑が行われた後、同日当委員会に付託されました。委員会におきましては、同年四月二十日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を重ねましたが、結論を得るに至らず、今国会まで継続審査に付されてまいりました。

今国会におきましては、内閣総理大臣及び主管大臣に対し質疑を行い、去る二十二日質疑を終了いたしました。

引き続き、自由民主党、民社党及び新自由クラブの三派共同提案により、再処理事業者の指定等についての原子力委員会及び原子力安全委員会の意見の尊重義務の規定を十分に尊重しなければならぬこととする旨の修正案が提出され、討論の後、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、「再処理を中心とした核燃料サイクルに関する自主技術の早期確立を図るといふ我が国の基本的立場を国際的に貫くよう最大の努力を傾注すること。」等の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(濶尾弘吉君) 討論の通告があります。これを許します。濶尾行雄君。

〔濶尾行雄君登壇〕

○濶尾行雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を展開せんとするものであります。(拍手)

すなわち、本法案の主たる内容は、使用済み核燃料の再処理を行って核燃料サイクルの確立を図ろうとするものであります。そのため、使用済み核燃料再処理工場の設置を民間にゆだねて事業を推進しようとするものであります。

そこで、本法案から想定される主なる問題について申し上げますならば、その第一点は、核燃料再処理工場の持つ直接的危険性についてであります。この工場は、一日当たり何百万キュリーという膨大な放射性物質が処理される化学工場でありまして、その処理される一日当たりの放射能の量は、職業人一日当たり摂取許容量の十兆倍以上に相当すると言われております。化学爆発や火災などの事故の危険性は、一般の化学工場と同様に常時存在していると言われ、その上、強い放射能のために、溶媒やイオン交換樹脂などの放射線分解によって起こる化学事故の危険性は一層大きいとされ、さらに、複雑に組み合わされた総延長何百キロメートルにも及ぶパイプや数々の反応槽、貯液タンク、排気系、冷却系などの一部にでも損傷や故障が生じると直ちに放射能漏れ事故となつて、労働者の人身被曝や環境汚染を引き起こすのであります。さらに恐るべきことは、臨界事故と申しまして、プルトニウムや濃縮ウランは御承知のとおり核分裂物質でありますから、その取り扱いを間違え、核分裂の臨界条件に達して連鎖反応が起こり、核爆発を誘発するという危険が絶えず背中合わせにつきまとうと、批判的立場の学者、専門家は多くの実例を挙げて指摘しているの

であります。一方、このような立場に対して、推

進派がその一つのよりどころとしてきたものは、かの有名なラスマッセン報告でありましたが、米国の原子力規制委員会、NRCは、去る一月十九日、この報告に対するこれまでの支持を撤回し、改めて原子炉の危険性軽視の思想に対して警告を發したのであります。このことは、再処理工程の危険性を改めて認識すべきではないでしょうか。

第二点といたしましては、再処理工場で生産されるプルトニウムとウラン²³⁵及び放射性廃棄物の問題に關してであります。御承知のように、プルトニウムは原子爆弾の原料でありますから、一つには軍事転用の危険性であり、もう一つの問題は、核ジャックが起きた場合のことです。

しかも、今日では、イギリスやアメリカの大学生が、低廉かつ簡単な手製原爆をつくれるという論文や設計図を發表して問題になっていることは御案内のとおりであります。ましてや、これから十年先にもなれば、原爆をつくることなど朝飯前といったぐあいになってしまふのであります。もし、狂人のような不心得者に原爆が渡ったときのことを考えるならば、世界は恐怖のどん底に陥れられ、人類の平和も自由も、そして生命の尊厳も、すべて失われてしまふのであります。まさに、この危険性は、確率ではかつては断じてならないと思ふのであります。しかも、この危険を防ぐために警察国家にもなりかねないということでございます。

第三点は、放射性廃棄物処理の問題であります。

これは今日、原子力にとって最大の問題であり、解決のめどがつかない致命的欠陥を持つていふと言われております。しかも、再処理工場は、原発一年分の廃棄物を一日で出すという膨大な放射性廃棄物生産所なのであります。日本では、太平洋など海洋投棄を考へていふようでありまして、絶対に安全であるという保証は何一つないのであります。ただひたすらに安全を期待するといふことだけが頼りになっていふだけなのであります。

第四点といたしましては、原子力エネルギーは石油の代替エネルギーとしてどうしても開発しなければならぬという論点に對してであります。石油がなくなつた後、これ以外にかわるべきエネルギーがないというなら話のつじつまとして一応合つておりますが、学者、専門家の話によれば、石油資源よりウラン資源の方が早くなくなるのであります。そうすると、日本は今日の推定埋蔵量が総量で約一万三千ウラントンくらいしかありませんから、無に等しいのであります。ほとんど外国からの輸入に頼らなければいけませんのであります。それに、将来掘り尽くされていくにつれ、輸入は全く困難に陥ると見るべきであります。しかも、この事業を推進すれば、逆に石油消費産業になるとさへ言われているのであります。これでは石油の代替どころか、居直り強盗に遭つたやうなものではありませんか。(拍手)

そして第五点には、コストの問題であります。今日まで原子力エネルギーは最も低廉なエネルギーとして考へられてまいりましたが、今後は火力や水力発電よりもはるかに高いコストとなり、採算がとれないだろうと指摘する学者もいるのであります。そこで、この採算もとれない最も危険な事業を、厳格な守秘義務を負わせながら強行しなければならぬ理由は一体どこにあるだろうか。それは隠された軍事目的があるからだと思へる。それは隠された軍事目的があるからだと想像されてもいたし方がないと思ふのであります。

以上は、賛否両論の学者や専門家の意見の中から私なりに考へ方を整理したものであります。これとて、しよせん素人の判断ではないのであります。と同様に、本案に賛成される方々も素人以外の何物でもありません。したがって、原子力に對する専門家同士の討論や理論の相違点などを科学的に検証し、審査し、判断する能力がこの国会にはないと言つても過言ではなからうかと思ふのであります。これを真に決め得る者はだれかというのであります。それは学者でもなければ権力者でもなく、また国会の多数決でもありません。それこそまさに、将来に向かつて人類の安全と繁栄をこいねがう哲学的道義心の問題であり、人類に對する限りなき愛情と良心ではなからうかと思ふのであります。(拍手)

今日、世界じゅうの再処理工場がどこでもうまくいっていない現実を直視するとき、あえて未知の危険性に挑戦するか、それとも、絶対的安全性

が確認されるまでは営業をやめて、最小限の研究にとどめておくべきかの選択は、むしろ賛否両論の中のその共通部分に目を向けることではないでしょうか。つまり、全世界の学者、専門家が間違ひなく一致している点は、原子炉が学問的にも技術的にも一〇〇%安全であると断言することができないう事実と、万一大事故が発生すれば、はかり知れない危険と損害を社会と人類に与えるといふ点なのであります。

よつて、私は、このような重大決定は国民的規模において判断を下すべきことを強調いたしますと同時に、安全性に確信なき問題についての冒険は、国民に對して責任を負うべき政治家としては断じて行つてはならないということを強く訴へるものであります。(拍手)

よつて、私は、危険きわまりなきこの使用済み核燃料の再処理を商業的に民間会社にやらせようとする本法案に對する反対をいたしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(瀬尾弘吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(瀬尾弘吉君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり決しました。

○ 閣長(渡尾弘吉君) この際、昭和五十四年度地方財政計画について、及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○ 閣長(渡尾弘吉君) この際、昭和五十四年度地方財政計画について、及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

〔国務大臣(渡谷直藏君)登壇〕

○ 国務大臣(渡谷直藏君) 昭和五十四年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十四年度の地方財政につきましては、昭和五十三年度に引き続き厳しい状況にあります。現下の経済情勢に適切に対処するとともに、財政の健全化に努めることを目的として、おおむね国と同一の基調により、歳入面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ地方税源の充実強化を積極的に図るほか、昭和五十三年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足については、これを完全に補てんする等、地方財源の確保に努める一方、歳出面におきましては、住民福祉の向上と地域振興の基盤となる社会資本の整備を推進し、あわせて景気の着実な回復に資するよう投資的経費の充実を図るとともに、一般行政経費の節

減合理化に努める等、財源の重点的かつ効率的な配分と節度ある財政運営を行う必要があります。昭和五十四年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等、地方税源の充実強化と地方税負担の適正化に努める一方、個人住民税の所得控除の引き上げ、ガスの免税点の引き上げ等、住民負担の軽減合理化の措置を講ずることとしております。

なお、地方譲与税については、地方道路譲与税を増強し、市町村に対する譲与割合の引き上げを図るとともに、航空機燃料譲与税の増強に伴い、その一部を空港関係都道府県に譲与するための措置を講ずることとしております。

第二に、地方財源の不足等に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、一、昭和五十四年度の地方財源不足見込み額四兆一千億円については、地方財政の重要性にかんがみ、これを完全に補てんすることとし、昭和五十三年度に制度化された地方交付税所要額の確保のための方式の活用及び臨時地方特例交付金による地方交付税の増額で二兆四千六百億円、建設地方債の増発で一兆六千四百億円の財源措置を講ずることとしております。二、また、地方債資金対策として、政府資金及び公営企業金融公庫資金

の増額を図るとともに、公営企業金融公庫資金の貸付利率の引き下げ等の措置を講ずることとしております。

第三に、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配慮しつつ、地域住民の福祉の充実、生活環境の整備及び住民生活の安全の確保等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、投資的経費の充実を図ることにより、生活関連施設を中心とする社会資本の整備を推進するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域対策を拡充するとともに、過疎地域に対する財政措置を引き続き充実することとしております。

第四に、地方行政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等、財政秩序の確立を図り、あわせて、年度途中における事情の変化に弾力的に対応するよう配慮するほか、地方財政計画の算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、昭和五十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は三十八兆八千四百億円となり、前年度に対し四兆四千六百十八億円、一三〇%の増加となっております。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。第一に、昭和五十四年度分の地方交付税の総額

は、現行の法定額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び同特別会計における借入金二兆二千八百億円を加算することといたしました結果、七兆六千八百九十五億円となり、前年度に対し六千四百九十五億円、九・二%の増加となっております。

また、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入純増加額の二分の一に相当する額一兆八百九十五億円を、昭和六十年度から昭和六十九年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第二に、昭和五十四年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応し、社会福祉施策の充実、教育水準の向上、公共施設の計画的整備等に要する経費の財源を措置するための単位費用の改定を行うほか、道府県分に特殊教育諸学校費を新設すること等の改正を行うことといたしております。

以上が、昭和五十四年度の地方財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

昭和五十四年二月二十七日 衆議院會議録第十号

昭和五十四年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する加藤万吉君の質疑

國務大臣の発言(昭和五十四年度地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤万吉君。

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十四年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

地方財政計画が発表されるや、各社説はもとより、地方行政に関係する各界から、慢性的借金財政とその硬直化の重症に苦しむ自治体にとって、この計画は何ら解決の方途を示していないばかりか、長期的な再建への足がかりすら見出せないものとして、強く非難の声が上がっているところがあります。私もまた、この計画は数字の単なるつじつま合わせで、大蔵省地方財政特別会計のそしりを免れない無策な計画であることと、強く指摘しないわけにはまいりません。

総理にお伺いをいたします。

五年続きの財源不足は、今年は四兆一千億円となり、また、年度末地方債残高は二十五兆円で、これに国が二分の一を負担することになってはおりますが、毎年の交付税借入金残高の七兆一千六

百億円を加えると、住民一人当たり三十万円弱、一世帯実に百十万円を超す税の先食いということになります。公債費は二兆六千三百億円で、交付税借入金を上回ること三千五百億円、借金を返すために借金を積み重ねるという悪循環を繰り返すし、財政はさらに硬直化をし、改善への見込みは全くもってありません。

総理は、この場当たりの財政計画をいつまでお続けになるおつもりですか。財政計画が数量の枠組みの中から抜け出すことができず、官僚の作文と化し、財政の仕組みそのものに踏み込むことのできないところに大きな欠陥のあることにお気づきになりませんか。現状からの脱出は、現在の財政構造を根本から見直し、勇断をもって改革に一步踏み出すべきときです。改革の手法を安易な数量的拡大に求め、財源不足分を一般消費税の創設とその一部を地方消費税に回すことによつて補うなどという、弱い者泣かせの増税手段は厳に排除すべきであります。

総理は、この際、地方財政再建の基本的な方針に基づき改革の年次計画を策定し、その具体化を明らかにすべきと思いますが、総理の御所見をお伺いしたいと思います。(拍手)

私は、再建のキーポイントは、日本の高度成長過程で活用され、著しく強化をされた一元的中央集権的な財政構造の見直しと改革にあると思えます。税の自然増加がある程度見込まれた高度成長期の時代にあつては、地方団体もこれを受け入れ

る余裕を持ち合わせておりましたが、いまや、国の経済政策の失敗を地方公共事業によつて肩がわりをした地方自治体は、温存された強固な中央の支配と統制の中に、国の赤字財政と地方団体とを遮断することを許さないまでに拘束をされ、地方の自主的、自立的改革への道すら閉ざされているのであります。洪水のような公共事業と投資的経費の多くを地方債に振りかえたこと、交付税の基準財政需要額の算定方式に疑問を持ちながらも、報復処置を恐れてひたすら交付税特別会計の借り入れと地方債とに依存している地方団体に、総理のおっしゃる再建への熱意も民主主義の根源である地方自治も生まれるはずがないではありませんか。

総理並びに大蔵大臣にお尋ねをいたします。

中央に集中された権限を思い切り地方に分権する御意思はありませんか。国の予算の三分の一を占める国庫支出金に集中的なメスを入れ、国及び地方の責任区分を明確にする中で、現状においても可能な委任事務を地方に移譲し、縦割り行政と重複行政のむだを排除することによつて、地方及び国の行政費の軽減を図るべきであると思ひますが、いかがでしょうか。(拍手)

また、補助金についても、資産取得の補助金を除いてこれを整理統合し、包括的補助金制度を大胆に取り入れ、さらに進んで、すでに地方団体になじんでいるものはこれを自治体に移譲をし、交付税の基準財政需要額に算入をして自主財源を強

化をする中で、地方団体の選択権と弾力的運用を確保する方向を与えるべきだと思いますが、所見をお伺いをいたしたいと思います。

現在、地方交付税率は国税三税の三二％であります。しかし、今年度もまた交付税借入金金の二分の一を政府負担としておりますから、実際の交付税率はこれを上回り、さらに臨時地方特例交付金を加えれば、国税三税との比は五十三年度で四二％、五十四年度は四七％となります。さらに補助金の整理統合分を加えれば、地方との財政再配分は五〇対五〇にすることが可能です。大蔵大臣並びに自治大臣にお尋ねをいたします。

この際、現にあるこの交付税率を法制化をし、交付税法第六条の三の第二項を満たすとともに、さきに述べた政府の中央支配としての一元的、集約的管理を少し譲歩をし、財政再建の道を地方団体に大きく開くことによつて、自己革新をするエネルギーを生み出し、行政が本来負担をすべき責任と範囲、住民の側の負担の公平等について説得力を持ち得る条件をつくり出すべきと思ひますが、御所見をお伺いをいたしたいと思います。今年度の各政計画の歳入のうち、交付税においては二兆二千八百億円の借入れ、地方債は七兆四千萬円の発行という借金依存の不健全財政計画であります。国債の消化すら困難と言われている中で、これだけの地方債の消化は可能でございましょうか。特に、三兆三千億円に上る民間資金が

らの調達については、金利差を含めて特別な援助をしなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。元利償還金が交付税借入財源を上回るばかりか、元金返済一兆一千七百億円に対して利子返済分一兆四千六百億円と、利子分が上回った今日、高金利時代に借り入れた地方債、なかなしく政府資金については、利子補給を含めて何らかの措置を講ずべきと思いますが、いかがでしょうか。

自治大臣にお伺いをいたします。

財政計画では二三%の増加率にもかかわらず、給与関係費は四・四%、行政経費で一・七%、特に生活保護費は一〇%、児童保護費が八%、老人医療費に至っては五%の増加率であります。これに対して投資的経費は二〇・三%で、しかも、五億円のお金があれば百億円の事業を行える借金強要型投資と言わざるを得ません。この福祉後退、弱い者いじめの積算の基礎はどこにありますか。

また、投資的経費は十五兆二千億円で、財政計画の二分の一に迫るわけですが、この事業投資と、総理のおっしゃる田園都市構想、建設及び国土庁の定住圏、モデル生活圏構想と自治省の広域市町村圏計画とはどこが違い、どこにその整合性があるのですか。各省の統一された見解があるならばお聞かせをいただきたいと思えます。

労働大臣にお尋ねをいたします。

五十三年度は公共事業拡大によって雇用効果を

生み出し、失業率も二・一%から二%に低下することが期待できると言われました。現状は百三十万人を超える失業者であります。今年度の公共事業拡大の中で、今日の失業状態を緩和をし、雇用効果などのように生まれると判断をされておりますか、数字的にお示しをいただきたいと思えます。

また、自治省においては、特定不況地域振興対策として百三地域を指定し、特別交付税や起債による地域振興を図ろうといたしておりますが、前自治大臣においては、これを立法化するかの答弁をいたしております。このような対策は当然法制化を行うべきであると考えますが、自治大臣の見をお伺いしたいと思えます。私は、むしろ、雇用効果を求めるとすれば、福祉産業における拡大こそ期待が大きいと思えますが、その所見をお聞かせください。

また、特定不況地域、失業多発地帯における公共事業と雇用創出については、各地方団体、特に市町村段階で、労働省の出先機関との間にその協調性を欠いていると指摘をされておりますが、どのような協議をし、具体策を持って機能的効果を期待されますか、労働大臣から御答弁をお願いいたしますと思えます。

最後に、一般消費税と地方財政との関係についてお伺いをいたします。

一般消費税の導入については国民の大多数が批判的であり、この反対の声を逆なでするかのごとく、自治大臣が、地方財源不足をよいことに、そ

の一部を地方消費税として導入することを率先誘導されていることに不快感を持たざるを得ません。国は、租税負担率を、昭和六十年、現状の七%アップの二六・五%と見込み、財政収支試算を提起をいたしました。地方財政収支試算においては、この地方消費税を見込んで収支試算を立てになるおつもりですか。その場合、国との財源配分についてどのようにお考えになっておられますか。また、地方消費税を導入される場合の料飲税、軽油引取税等現行消費課税との関係はどのように整理をされますか。

以上の諸点について自治大臣の明確な答弁を求めますが、これらの諸点について今日答弁ができない条件下にあるとするならば、いたずらに納税者に不安と動揺を与えるべき発言を厳に慎まされるよう注意を喚起をして、私の質問を終わりたいと思えます。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) きょう説明がございました地方財政計画には地方財政改革の方向性が定かでないじゃないかという御指摘でございまして、自治大臣からの御説明にもありましたように、今度の計画案に当たりまして、政府といたしましては、投資的な経費につきましてはその充実を図り、経常的な、消費的な経費につきましてはその節減を図るという方針を貫いたつもりでございます。そうすることによって地方財政確立の糸

口をつかまなければならぬと苦心いたしましたつもりでございます。

一方、歳入面につきましては、地方税源の増強に極力努めてまいりまして、なお、巨額の歳入不足がございしますので、交付税特会の借入れ、建設地方債の増加発行によってこれを補っておるわけでございます。赤字の地方債の発行という点は用心深く回避いたしておるつもりでございます。こういう努力を積み重ねてまいりまして、地方財政の着実な再建に持っていかなければならぬと、いま努めておるところでございます。

それでは、いつごろまでに年次計画を立てて、いつごろまでにその改革を実行するつもりかということでございますが、御案内のように、中央、地方を通じていま大きな財政危機に直面いたしておるわけでございます。中央、地方、ともどもなるべく早くこの状態を脱却しなければならぬわけで、おそ昭和六十年を目安といたしまして、中央におきましては赤字公債の発行ということの事態にならぬように、財政計画をいまから詰めていくつもりでございます。それと並行いたしまして、地方財政の充実につきましても配慮してまいりたいと考えております。

第二の点でございますが、中央の持つておる権限、財源を思い切って地方に移譲すべきではないかという御主張でございます。

私も全く同感でございますが、本来、地方は中央と相協力いたしまして、その役割りをそれぞれ

わきまをえながら、相協力して国民の福祉に奉仕しなければならぬ責任があると考えておりますが、住民の身近なところにごさいまして、住民の意思を十分反映しながら実行することが適切な事務につきましましては、御指摘のように、できるだけ地方の方に引き受けていただくのが適当であるかと考えております。今後とも、中央と地方との間に適切な機能分担を考えながら、両者の間の合理的な行政事務の配分、またこれに伴う税源の配分に努めてまいる所存でございます。

その他の件につきましては関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 加藤さんにお答えいたします。

御質問の第一点は、補助金を整理統合して、総合的な補助金のようなものに改めたらどうかという御趣旨でございますが、国庫補助金は、特定の施策を実現するために必要なもので、行政目的を異にする補助金を一括して地方団体に交付するというところで、補助金制度の意義から見て、これは大変困難なことであると考えます。

また、地方の自主的な措置にゆだねるべき事項については、これを安易に補助対象に取り上げるべきでないことは当然でございます。これらの経費については、各自治体で交付税その他の自主的な財源で措置されることが適当であると考えます。

しかし、政府は、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的な使用あるいは事務の簡素化という見地から、従来から、補助金制度の趣旨を踏まえながら、必要に応じて補助金の統合、メニュー化を幅広く推進してまいりまして、五十四年度予算の編成に当たりましては百十九件についての統合、メニュー化を行っておるような次第でございます。まして、今後におきましても、この点につきましては実情に即した改善に努力してまいりたいと考えております。

次に、地方債の政府資金と民間資金との金利差を埋めるために、利子補給制度を含めて国が特別の援助をすべきではないかという点でございますが、地方債計画総額の六割相当額までは、実質的に政府資金金利並みとなるように特別の措置を講じておりまして、これ以上の国の特別の援助はただいまのところ考えておりません。

また、高金利時代に借り入れた地方債について、利子補給を含めて何らかの措置を考へるというところでございますが、地方債の元利償還費につきましては、地方財政計画上公債費として計上いたしまして財源措置を講じておる次第でございます。さらに国が特別の措置を講ずることは考えておりません。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣澁谷直藏君登壇〕

○国務大臣(澁谷直藏君) お答えをいたします。国庫支出金を思い切つて地方に移すべきで、

総合的な補助金制度を取り入れるべきではないかという御質問に対しては、ただいま大蔵大臣から答弁がありました。基本的には同じように考えておるわけでございますが、自治省といたしましては、国庫補助負担金の整理合理化は、地方行財政の自主性の確保、行政の効率化等の見地から、特に零細補助金等については積極的にその整理合理化を進めていくべきだと考えておりまして、今後ともその方向で努力をしてみたいと考えております。

次に、地方交付税率は三二％になっておるけれども、実質的には五十三年度は四二％、五十四年度は四七％となっている。この際、地方交付税法第六条を改正して、実質的には交付税率を五〇％まで引き上げるべきと思うがどうかという御質問でございますが、この問題は、御承知のように、

国、地方間の財源配分をどうするかという基本的な問題でございます。今後われわれが取り組まなければならない大きな問題であることは、もう御指摘のとおりであります。この点につきまして、地方財政の長期的な安定を確保するという見地に立って、今後、国、地方を通ずる租税負担の増加を図りつつ、地方税財政制度の基本的な改正を行う、地方税、交付税等の一般財源の増強を図る方向で対処してまいりたいと考えております。

次に、国債の消化が困難なときに地方債の消化は可能と考へておるのか、特に三兆三千億円に上る民間資金の調達はどうかという御質問でございますが、

ですが、五十四年度の地方債計画においては、できる限り政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図つた結果、民間資金は三兆三千八百八十億円、対前年比一七・五％となったわけでありまして、

そのうち、公募地方債二千八百八十億円については、従来から毎月計画的に発行してきておりまして、消化に支障はないと考えております。

次に、繰越地方債二千五百八十億円については、対前年度当初比では一四・九％の増となっておりますが、昭和五十三年度の補正後の現行地方債計画と比べると二・七％の増にとどまっております。消化は可能であると考えております。

なお、資金調達の円滑化を図るため、資金配分に当たっては、資金調達能力の弱い市町村へ政府資金、公庫資金を優先的に配分することとしております。また、民間等引き受けの地方債については、自治、大蔵両省が協力して、その円滑な消化に努めてまいりたいと考えております。

地方債の政府資金と民間資金との金利差を埋めるための利子補給はどうかという御質問に対しては、大蔵大臣が答弁いたしましたので私は省略をいたします。

次に、五十四年度の地方財政計画は前年度に比して全体で一三％伸びている中で、給与費はわずかに四・四％、一般行政経費は一一・七％と低い。特にそのうち、生活保護費一〇％、児童保護

費八%、老人医療費五%については特に低いものとなつておる。このように給与費や社会福祉行政費が後退しているのはなぜか、こういう御質問でございますが、昭和五十四年度の地方財政計画における給与関係経費が対前年度比四・四%という低い伸びになったのは、昭和五十三年の人事院の勧告において給与改定率が三・八%と低いものであったこと及び期末、勤勉手当の支給率について〇・一カ月分の減となったことによるほか、現年度分の給与改定に備えてあらかじめ計上する給与改善費が従来の五%から二・五%に下がった、こういうことでこのようになっておるわけであります。

また、生活保護費、児童保護費及び老人医療費については、国の予算に計上された国庫支出金の額を基礎として計上しているわけでございます。

次に、十五兆二千億円の投資的経費の中に田園都市構想をどう取り入れて策定しておるのか、定住圏、モデル生活圏、広域市町村圏計画との関連はどうなのかという御質問でございますが、田園都市構想は、国づくり、社会づくりの政策理念でございます。三全総の定住構想は、その政策理念を実現するためのサブシステムである、このようにとらえておるわけであります。このように定住構想に沿って、広域市町村圏あるいは生活圏といったような既存の広域生活圏に関する施策を充実しようとする政府の基本方針でございます。

で、今後、新広域市町村圏計画の策定及びこれに基づき事業の実施を展開してまいりたいと考えておるわけであります。昭和五十四年度の地方財政計画の策定に当たっては、この方針に沿って新広域市町村圏計画等に基づく地域の総合的な整備を推進するため、地域総合整備事業の大幅な充実を図っているところでございます。

それから次に、特定不況地域に対して、前の大臣は法制化しようとしておった、これを断念したのはどういうわけか、こういう御質問でございますが、確かに、この特定不況地域に対しては、通産省や労働省、それに自治省が一体となって、総合的な法律化を図るべきであるという考え方で折衝をしたわけでございますが、最終的には各省間の意見の一致を見るに至らなかったのは御承知のとおりでございます。そこで、現在は、御案内のように、自治省の特定不況地域振興総合対策実施方針を定めまして、この方針に沿って百三地域を指定し、特定不況対策を進めておるわけでございますが、将来一体どうなんだという御質問に対しましては、今後の事態の推移を踏まえてひとつ検討してまいりたいと考えております。

最後に、地方財政収支試算の中で一般消費税や地方消費税をどのように取り入れて試算をしておるか、こういう御質問でございますが、これにつきましては現在検討中でございます。具体的な内容を申し上げる段階には至っておりません。ですが、新経済社会七カ年計画の基本構想及び国の財政収支試算の考え方を踏まえまして、租税負担

率の上昇を見込むという方向で現在試算中でございます。間もなく国会に提出をいたしたいと考えております。その中で、当然これはいろいろな不可測の事態を取り込んでおるわけでございますから、一定の前提のもとにおいて地方税及び地方交付税を含めた一般財源の推移を示すものでございまして、増税をどれやって、これはどうするんだという具体的な計画を示すものではございません。したがって、一般消費税、地方消費税につきましては、具体的な増税内容を含んだものにはならないわけでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇〕

○国務大臣(栗原祐幸君) 私に対する第一の質問は、五十三年度から五十四年度にかけて雇用情勢はどういうふうになるかという御質問のように承ります。

いま加藤さんからお話のありました数字につきまして、これは五十三年度当初の数字でございます。その後の五十三年度を連観して見ておると、雇用は若干、求人等に明るさが見えております。雇用の若干、求人等に明るさが見えております。しかし、婦人労働を中心として、たまたま労働人口が非常にふえておる、これが就業を上回っておるというようなことから、なかなか楽観を許さない。大体百三十万人程度の失業者になるのではないかと考えております。

五十四年度でございますけれども、五十四年度も引き続き構造不況業種等からの離職者も予想

されますので、よほどの政策努力をしなければ百三十万人にとどめられないということで、御案内のとおり、中高年齢者を対象いたしました大幅な雇用対策を実施している最中でございます。そういうことで御了承を賜りたいと思っております。

次に、公共事業と雇用創出について、職業安定所と地方自治団体とがさらに連携を密にすべきじゃないか、現状は不十分ではないかという御指摘でございます。

特定不況地域等の失業多発地帯におきましては、公共職業安定所と市町村との間で連携を図っておりまして、御案内のとおり、地域雇用対策連絡会議を設けて、公共事業の重点配分とか失業者の吸収率の的確な運用などでいま鋭意やっておりますわけでございますが、御指摘のようにさらには、これと趣旨に承りまして、この行政指導、こういう連絡会議をさらに充実していきたい、かように考える次第でございます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 斎藤実君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔斎藤実君登壇〕

○斎藤実君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま説明のありました地方交付税法の一部を改正する法律案並びに昭和五十四年度地方財政計画について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、わが国経済は、長期にわたる不況からい

まだに脱出することができず、長いトンネルの出口を模索している状態であります。早急に景気の回復を図り、経済を安定成長路線へ移行させることが今日の最も重要な課題であります。

しかしながら、政府の五十四年度予算は、景気回復の上に、さらに財政再建というもう一つの役割りを果たすために、その財政規模は一二・六％の伸び率にとどまり、昭和四十年以来の低い伸び率になっております。このことは、政府がこれまで、景気回復のためには財政が主役を果たさなければならぬといひ続けてきたことから考えて、景気回復に対する認識がうかがわれぬのであります。この点についてどのように認識されているのか、お答えをいただきたいのであります。

しかも、五十四年度予算は、国鉄運賃や大学の費用負担の増大など、各種公共料金の引き上げを盛り込み、国民負担の増大を強いる予算となっております。国民負担の増大を抑え、景気回復の足を引く結果となることは明らかであります。

このような政策で、五十四年度に政府の目指している六・三％の実質経済成長が達成され、安定成長の軌道に乗ることが果たしてできるかどうか、きわめて疑問であります。総理の率直な見解を伺いたいのであります。

ところで、五十四年度の地方財政計画によりますと、財源不足は、五十三年度より三四％も上回る四兆一千億円にも上っております。また、地方

財政の歳入に占める借金の割合、すなわち借金依存度は、五十三年度の二六・二％から五十四年度は一八・五％へと増大し、地方財政の借金依存の構造が浮き彫りにされております。

今日の多様化した社会にあって、住民生活を取り巻く問題は複雑化し、そのために地方の財政需要も増大の一途をたどっております。これら住民に直結した事務の増大は、機関委任事務という形で地方自治体に押しつける傾向が最近特に顕著になっております。従来から指摘してきたところではあります。このように地方の事務が増大し、

地方の財政需要がふえ続けても、国税の地方への移譲も行わず、また交付税率も四十一年度以来据え置かれているのが実情であります。地方の時代と言われ、政府も日本型の福祉社会を目指すと言っておりますが、こうした事態に対応するために地方自治体の自主財源を拡大し、自主的な行政運営ができるよう改革することが急務であります。

これとともに、地方交付税においても、現行の地方交付税率では、過去四年間に講ぜられた臨時応急的措置によっても明らかのように、地方交付税の所要額を確保できず、交付税制度本来の機能を果たし得ないのが現状であります。したがって、この際、恒久的な制度改正によって本来の機能を回復し、安定的な一般財源を確保するために、交付税率を当面少なくとも四〇％に引き上げるべきであると思っておりますが、引き上げる意思

があるかどうか、伺いたないのであります。(拍手) また、最近の大量の国債発行下においても、国と地方団体の財政秩序は当然ながら維持されなければなりません。しかしながら、国債発行によって国の財政規模は増大しても、これに伴う地方負担の増大については何ら安定的な財源が確保されておられません。したがって、国債発行額のうち一定割合を交付税とする特別措置を講ずるべきであると思っておりますが、どのように対処されるのか、見解を伺いたないのであります。

また、最近地方財政支出に占める公債比率は増大の一途をたどっておりますが、政府は一般財源に占める公債費の割合をどの程度が限度と考えているのか、お答えをいただきたいのであります。さらに、増大を続ける公債費に対し、どのように対処していくのか、伺いたないのであります。

次に、地方債についてであります。財源不足による地方債の増発が続いておりますが、地方自治体が憂慮することは、一つにはその消化であります。今後、民間資金需要が増大した場合、地方債にしわ寄せされることは、これまでの経験からして起こり得ないことではありません。この消化に対する見解を伺いたないのであります。

また二つには、地方債の中に占める政府資金の比率が最近著しく低下しております。利差補給制度はあるものの、償還期限等の問題に対しては緑故債はきわめて不利であります。良質な資金確保のために、政府資金の枠の拡大と、公営企業金融

公庫を改組して地方公共団体金融公庫とすべきであると考えるのであります。率直な答弁を求めらるものであります。

次に、超過負担についてであります。超過負担は、中央集権的な補助金行政によって地方財政圧迫の元凶となっております。この超過負担の実態に対して地方六団体が調査したところによると、四十九年度ベースで実に六千億にも上る膨大な額となっております。しかし、これに対する政府の措置は、言いわけ的対策しか講ぜられておられません。このために、保育所、保健所措置費、これらの多額の超過負担は一向に解消されておられません。今後、OPECの原油値上げを初め各種公共料金の引き上げが予想されておりました。五十四年度は政府が考えている以上の物価上昇となることは明らかであります。五十四年度では国費ベースで三百六十億円計上しておりますが、この額では地方財政は一層圧迫されることが明白であります。政府の超過負担解消に対する前向きな答弁を求めらるものであります。

さらに、超過負担に対する大きな問題は、国、地方の見解が異なることでもあります。わが党は、これらの問題を解決するために、国と地方の代表が協力して超過負担調査会をつくり、その解消に当たすることを主張しておりますが、これに対する見解もあわせて伺いたないのであります。

次に、国民健康保険会計についてであります。自家営業者や退職者等を対象として赤字に悩ん

だに悩んでおられる方がおられます。早急に景気の回復を図り、経済を安定成長路線へ移行させることが今日の最も重要な課題であります。

でいる国民健康保険は、政府が約束した老人医療の別建て制も見送られ、また国民健康保険の抜本改革も行われなため、その経営はますます深刻化しております。国保会計は、加入者の負担増にもかかわらず、市町村の一般会計から多額の繰り出し金が行われており、これはまた他の福祉施策等を圧迫する結果となっております。こうした事態を打開するため、療養給付費等に対する国庫支出金の割合を、現行の四八・三％を当面少なくとも五〇％に引き上げるべきであると考えるのですが、答弁をいただきたいのであります。(拍手)

さて、高度経済成長時代の行政は肥大化に次ぐ肥大化を重ね、今日に至っております。これは国の地方出先機関の存在による行政の二重、三重のチェックあるいは必要以上の書類の提出などが義務づけられておりますが、こうしたことがそのまま地方自治体の行政の肥大化となつて、むだな人手と経費が増大する一方となっております。現在、国の行政改革が大きな課題となっておりますが、こうした地方自治体の事務量の増大に対処するためには、地方自治体の努力には限界があります。どうしても国の行政改革を徹底的に進めなければならぬと考えるものであります。

総理にお伺いしますが、大平内閣の行政改革は福田内閣よりも大幅に後退しておりますが、今日の政治に求められている行政改革についてどのように対処するのか、伺いたないのであります。また、政府の関係部局から地方自治体に一片の

通達で仕事を押しつける傾向が、最近とみに高まっております。地方に事務をおろす場合、財源もつけることは地方財政法の趣旨からいっても当然であります。しかし、これに対する十分な財源もつけないために、これらの事務に要する経費が地方の一般財源を圧迫することとなつて、地方の自主的かつ弾力的な財政運営に困難を来していることが実情であります。その他、今日の縦割り行政は、地方自治体のあらゆる面にわたつて補助制度が細かく張りめぐらされております。このために、零細補助金や同じ目的の補助金が各省にまたがっており、地方の自治行政を複雑化させております。しかも、補助申請手続が複雑なために、補助金の金額よりも申請手続に要する費用の方が多という事例も少なくありません。こうした事態は、地方行政を一層圧迫し、混乱させるとともに、国と地方の秩序を乱すものであつて、緊急に解決しなければなりません。

この問題の解決は、当面の課題として零細補助金を廃止し、これを一般財源に振りかえるべきであります。また、補助金のメニュー化を図り、根本的には法令及び事務の洗い直しを行うとともに、国と地方の責任分担を明確にしなければならぬと考えるのであります。政府は、国と地方の事務、財源の洗い直しに対し、どのように考えているのか、伺いたないのであります。

以上、内政の重要課題につきまして質問いたしました。政府は、明確なる答弁を期待して、私の質問を

終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、財政のこの程度の伸び率をもつては政府の言うところの景気の回復はおぼつかないではないか、また、六・三％の成長を確保することも至難ではないかということでございます。

斉藤さんも御承知のように、今度の予算の編成に当たりまして、私ども、財政規模自体は一二・六％の増額にとどめたわけでございますけれども、その中にありまして、投資的な経費につきましては一八・五％の増を確保いたしてあるわけでございます。これは、去年の予算で三〇％程度の増額を記録いたしましたものを、さらに一八・五％ふやすものでございまして、社会資本の整備を促進することによつて、景気の回復を着実な軌道の上に乗せようというところにしようとしたとおるものであることは御理解をいただきたいと思つております。この公共投資についての契約も順調に進んでおりまして、ただいまの経済状況は、生産、出荷も順調でございます。在庫整理も順調に運んでおるようでございます。内需の拡大を通じまして、ただいま政府がもくろんでおります六・三％の成長ということを実現することにつきまして、特別の支障はないものと考えております。

その次に私に対する御質問は、行政改革についてのお尋ねでございました。

政府は、御案内のように、昭和四十二年以来、機構の膨張、定員の増加という点を極力抑えてまいつたのでございまして、この十二年間に中央官庁におきましては六局削減いたしております。特殊法人は三つ廃止いたしております。国家公務員の定員は七千九百二十三名減少いたしておるわけでございまして、この定員の削減、機構の膨張を抑えることにつきましては、引き続き私の内閣におきまして踏襲をいたしておるわけでございまして、特にわれわれは今度の予算を通じまして、補助金の整理、廃止を千二百七億実行をいたしております。それから、地方の出先の支所、出張所等一千カ所の整理を実現することにしたしております。さらに、認可事務の整理を千件ばかり実行いたしましたことになっております。さらに、特殊法人の合理化の徹底、それから適正な人事管理の推進等を実行いたしまして、仰せのような行政改革の実を上げなければならないと、せっかく努力をいたしておるわけでございます。御理解を賜りたいと思つております。

それから、その次の御質問は、地方に對しまして、中央から法令の根拠もないのに仕事を押しつけるというようなことがあつてはならないじゃないかという御指摘でございました。

私も全くそのとおりに感じるわけでございまして、国が通達を発するに当たりましては、地方公共団体の自主性、主体性を十分尊重いたしまして、適切な配慮の上行うことは当然であると考へ

ておりまして、われわれとしては、今後、中央、地方の事務の分担、合理的な配分を考えながら、また財源の配分も考えながら、仕事を御願する場におきましては十分気をつけてまいりたいと思っております。

自余の案件につきましては、関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣金子一平君登壇〕

○國務大臣(金子一平君) 斎藤さんにお答えします。

質問の第一点は、国債の一定割合を交付税にリンクしたかどうかということでございますが、国が将来返済しなければならぬ国債収入を地方の財源として交付することは、国と地方の長期的な財源配分の仕組みとしては合理的なものとは考えられませんので、お説のように国債の一定割合を交付税にリンクすることは適当でないと考えます。

次に、地方債の政府資金の比率を上げるべきでないかという点でございますが、五十四年度の地方債計画におきましては、厳しい原資事情のもとにおいて、交付税特別会計への貸し付けに二兆二千八百億円を割きながら、なお地方債向け政府資金を財政計画全体の伸びが三・一％よりも高い一九％の伸びとしております。さらに、公営企業金融公庫資金を二・三・六％増と大幅に増額しております。この結果、財政資金比率は五四・二％に上昇しておることを御了承いただきたいと思っております。

でございます。

第三に、公営企業金融公庫を改組して地方公共団体金融公庫にすべきであるという御主張でございますが、五十三年度から公営企業金融公庫の機能を大幅に拡大して、いわゆる臨時三事業を融資の対象に含めておることは御承知のとおりでございます。地方公共団体の資金の調達は、指定金融機関から行われて再び地元の金融機関に公的預金としてあるいは地方企業の預金として還流されるという、地域金融の地縁的関係の仕組みの中で初めて円滑に行われ、地方公共団体金融公庫による中央での一括資金調達は円滑に行われるとは私どもは考えていないのでございます。五十四年度の地方債計画においては、地方債の円滑な消化を図るためいろいろ配慮しております。また、現在のところ地方債の消化は円滑に行われておりますので、公営公庫の改組は必要ないと考えておる次第でございます。

次に、超過負担の解消の問題でございます。国庫補助負担金の補助単価については、物価の動向等を勘案して適正な単価の設定に努めるとともに、関係の各省庁との共同実態調査等に基づきまして、単価の改善措置をこまめに相当講じております。面積基準等の補助基準についても、補助政策の問題として検討を加え、必要に応じて改善を図っておるでございますが、地方財政に及ぼす影響も非常に大きゅうございますので、新たな超過負担を生じさせないよう努力いたします。

とともに、規格、規模等の補助基準についても、社会情勢の推移を見守りながらその改善に今後とも努力してまいりたいと考えておる次第でございます。最後に、零細補助金とか同種の補助金の整理統合、補助金のメニュー化の問題でございますが、本年度におきましても相当積極的に整理合理化を進めており、廃止、減額の額は、新年度の予算では千二百七億円になっております。今後におきましても、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的な使用の見地から、補助金制度の趣旨を踏まえながら、統合、メニュー化を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣渡谷直藏君登壇〕

○國務大臣(渡谷直藏君) お答えをいたします。最初に、地方団体の公債費がだんだんと上がっていく、その公債費増大に対してどう対処するかという御質問でございます。

御指摘のとおり、地方財政全体として公債費がだんだんと上がっていつておるわけでございますが、その際に公債費比率の限度を設定したらどうかという御質問がございましたが、それは地方財政全体について、この限度までいい、この限度以上はいかぬという限度を設定することは困難でございますが、毎年度の地方財政計画の策定の際に公債費の所要額を計上いたしまして、それを土台にして、地方財政の運営に支障が生じないように十分の配慮をしましてまいっておるわけでございます。

それから、基本的には将来どうするのだ、こういう御質問に対しましては、これは国の財政再建計画ともうらはらの問題でございますが、基本的にはとにかく経済を一日も早く安定成長軌道に乗せて、その新しい経済社会の情勢に即応した地方行政制度を確立しなければならぬ、その中でこの問題も解決していくべきである、このように考えております。

次に、地方交付税率を四〇％に引き上げてはどうかという御指摘でございますが、確かに、地方財政だけの立場から考えますと、まさに現状の状態は交付税率の引き上げを實行すべき状態にあることはもう御承知のとおりであります。他方、しかしながら、これを實現するためには国の財政がやはり相当しつかりしておりませんと、実際問題としては交付税率の引き上げを實行することはきわめて困難なわけでございまして、現在の国の財政状態の中では、直ちに交付税率を四〇％に引き上げることがきわめて困難である、かように考えております。

次に、民間資金需要の増大が地方債にシワ寄せされるか、どうか、こういう御質問でございますが、五十四年度の地方債計画においては、できるだけ政府資金、それから公営企業金融公庫資金の増額を図って、民間資金への依存をできるだけ抑えたつもりでございます。これは五十四年度

の政府経済見通しのもとにおいて、着実な景気の回復と民間資金需要の増大が想定されるという点も配慮してとった措置でございます。民間資金による地方債の消化には支障はないものと考えております。

超過負担の解消についてはただいま御答弁がございましたから、これを省略したいと考えます。以上でございます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) お答えを申し上げます。

国民健康保険財政は、昭和五十二年年度において、赤字の市町村、赤字額、ともに減少はいたしました。老人医療費や高額療養費の増大によりまして、依然として苦しい状況にあるのは御指摘のとおりであります。

このため、国としては、五十四年度予算案におきまして、国民健康保険助成費として総額一兆九千五百十四億円を補助することとしたしております。特に市町村の財政逼迫に対処するため臨時的な財政措置として、対前年度比一七〇増の千三百十二億円の臨時調整交付金を計上いたしておりますわけです。これによりまして、国の助成費は市町村の医療給付費の六三〇に達しておるわけでありまして、他の保険制度には例を見ない手厚い助成を行っておるところであります。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 中川秀直君。

〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君 私は、新自由クラブを代表して、ただいま説明のありました昭和五十四年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに自治大臣に質問をいたします。

私たちは、今後の日本の課題として、集権と画一から分権と多様の論理に立った個性豊かな、活力ある地域社会を建設する必要があると考えております。そのためにも、国と地方自治体がそれぞれ責任分野をはっきりさせ、それに伴う財源の裏づけを明確にすべきだと考えております。この見地に立つとき、現在の地方財政計画並びに地方交付税制度のあり方に大きな疑問を感じざるを得ません。

自治大臣、まず、地方財政計画についてお伺いをいたします。

地方自治の充実という観点から見ると、地方の自主財源たる地方税の充実強化こそが重要と思われまます。しかし、地方財政計画を見る限りでは、地方税あるいは地方譲与税についても地方財政計画の全体増加率を下回っております。これでは地方財政計画の策定方針の言う「充実強化」とはとても言えないと思ひますが、いかがでしょうか。

さらに、地方財政計画における単独事業の位置づけについてお伺いをいたします。

私たちは、それぞれ持ち味のある個性豊かな地域社会が生まれることこそ、地方自治の真の姿と

考えます。したがって、地方自治体が国庫補助事業を消化するの追われているこの現状は改めるべきであり、自主的創意で行う単独事業こそが活発になるべきであります。

ところが、地方財政計画を見ると、国庫補助事業と単独事業の割合は、この五年間を通じて変わらず、単独事業を積極的に伸ばそうとする意欲も努力も見られません。大平総理は、これからは地方の時代と言われ、地方自治を推進されるような姿勢を見せておられました。こうした数字を検討すると空念仏としか言いようがないのであります。

この二点について、自治大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

さらに、自治大臣に、地方交付税制度についてお伺いをいたします。

現在、不交付団体は、都道府県で言えば全国でわずかに東京都だけであり、他はすべて交付団体であります。もともと、交付税制度は地方自治体間での財源調整のためにあつたはずであります。それが、いまやほとんどの地方自治体が交付団体となっており、地方交付税制度の本来の意義はすたなくなつてしまつたものと思われまます。たとへば、財政力指数が〇・五を割る県が三十三県もあり、財政力指数で全国四番目の神奈川県ですら最低行政費が賄えず、財源調整のため三百十七億円の交付税が必要になっております。

こうした現状を考えると、いまこそ国、地方

を通じる税体系の全面的な見直しを断行すべきだと思われまます。いかがでありましようか。

また、改正案の内容、すなわち、国から借りたり返したり複雑な姿を見ますと、ますます国への依存度を強めていようと思ひます。改正案に見られるようなその場限りの間に合わせでは、地方財政確立の道はほど遠いと思われまます。むしろ、恒久的な制度改正として地方交付税率の引き上げや、所得税を地方に移譲し、安定的な一般財源を確保することが地方自治の本旨にかなうものと考えまます。いかがでありましようか。自治大臣の明快な御見解をお伺いをいたしたいと思ひます。

ところで、総理に、国庫補助金のあり方について質問いたします。

補助金行政は、国が地方自治体のはしの上げおろしまで指図すると言われ、その弊害について関係方面から強く指摘されながらも、根本的な解決を見ておりません。五十四年度の予算案についても、補助金総額の伸び率が一般会計予算額の伸び率を上回るようでは、私たちは政府の努力を認められないと思ひます。

補助金は税源の再配分を適正化することによって全廃されるべきですが、たちまち当面の改善策として、政府は、補助金の徹底した点検を行い、具体的な期限、そして科目を明らかにして、整理統合をしていく必要があると思ひます。このことは、大平総理の言われる行政改革の重要な中身になると思ひまます。総理、いかがお考えでありま

しょうか。

地方自治は、文字どおり、地方における自治形成の原理であり、それぞれの地域社会を活力ある、魅力ある地域社会に変えていく重要な役割りを果たすものと私たちは考えております。それゆえ、地方自治推進の中核的担い手である地方自治体の創意と活力を生かし、現在見られるような中央集権的な行財政をもっと分権化する必要があると思ひます。

このように考えるとき、ただいま説明をされたした両案件のいずれも、地方自治確立のための具体的な苦心や努力が見られませんが、大平総理の言われる、地方の時代や田園都市構想などは、基本的に正しい認識だと考えます。しかし、そうしたことも、具体的な地方行財政制度の改革があつてこそ初めて実現できるものではないでしょうか。地方財政計画、地方交付税制度、国庫補助金の改革について、総理の決意と答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 私に対しては、補助金の整理を初めとする行財政の整理についてのお尋ねでございました。

先ほど斎藤さんにも申し上げましたように、政府はことしの予算の作案に当たりまして千二百七十億の補助金の整理をいたしましたと答えたのでございますが、中川さんから、それにもかかわらず一三・八%の伸びになっておる、一般の補助金

の伸びは財政規模の伸びより大きいじゃないかという御指摘でございました。この点は、中川さんも御承知のように、公共事業あるいは国鉄再建という関係の補助金等がことしの予算で特に多く所要でありましたゆえでございまして、一般の補助金につきましては、その廃止、減額、統合、メニュー化等につきましては鋭意やったつもりでございまして、今後とも一層努力を怠りませんつもりでございまして。

第二の、行財政の分権化の問題でございまして。仰せのように、分権と多様を求める時代になつてまいっておりますことは、私も認識を同じくするものでございまして。また、それが実行されない限りにおきまして、中央、地方を通ずる気のきいた政策の推進がおぼつかないことも御指摘のとおりと考えておるわけでございまして、したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、住民の身近なところで住民の意思を反映しながら行われることが望ましい事務につきましては、極力地方公共団体でやっていたりするようにやらなければならぬと考えておりました。中央と地方との間の機能分担につきましては、今後、この合理的な配分につきまして鋭意努力をいたしますとともに、これと並行いたしまして、財源の配分にも適実を期してまいりたいと思ひます。

その他の点は、自治大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣鎌谷直藏君登壇〕

○国務大臣(鎌谷直藏君) お答えいたします。

最初に、地方財政計画の策定方針で税財源の充実強化を図つたと述べているがどうか、こういう御質問でございまして、御承知のように、現在の情勢は、増税はきわめて困難な情勢でございまして。他面、個人住民税の面におきましては、どうしてもある程度減税せざるを得ないという状況があつたわけでございまして。約六百億円の個人住民税の減税を行うことにはいたしておりますが、

その中で、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を図るなど、地方税源の充実強化に努めたわけでございまして、その結果、初年度、いまの六百億円の減税を差し引いて、ネットで千二百三十一億円の増収を確保したわけでございまして。今後ともこの地方税源の充実には十分に努力を怠りまいりたい、かように考えます。

次に、補助事業と単独事業の割合が大体同じくらいである、単独事業の割合をもっとふやすべきではないかという御質問でございまして、基本的には私はその考え方に同感でございまして。ただ、この問題は、現行の補助事業をどうするかという問題とららばらでございまして、そう簡単に大きくこの比重を交えるということも困難でございまして、地方財政計画の策定に当たりましては、この単独事業の投資的経費も、地方団体が自主的に、かつ地域の実情に即して事業が行えるように、十分配慮をしておるわけでございまして。

次に、近年不交付団体が減少してきておつて、これは交付税制度が本来の調整機能を失いつつあるのではないかと、国、地方を通ずる財源配分を根本的に見直すべきではないかという御質問でございまして、御指摘のように、確かに近年不交付団体の数は減少してきておりますけれども、それだけの地方団体間にはまだかなりの税源の偏在があるわけでございまして、このばらつきを調整し、地方団体の財源を保障する制度としての地方交付税制度はまだまだ重要な役割りを持っており、またその機能を果たしてきておると考えております。

なお、将来の問題として、地方交付税の総額について、その一部は暫定的制度によって確保しておるといふ現状は御承知のとおりでございまして、今後、地方税財政制度の根本的な改正によって、全体としての財源の増強に努める必要があると考えております。

最後に、地方交付税特別会計の借金でカバーしておるような地方財政措置では、地方団体はますます国への依存度を強めていくのではないかと、恒久的な制度改正によって、交付税率の引き上げ、所得税などを地方へ移譲するような、安定的な一般財源を確保すべきだと思ふがどうかという御質問でございまして。

この御質問は、われわれが当面しておる国と地方の財政再建の問題と非常に深いかわり合いを持つ問題の御指摘でございまして、われわれは、この地方財政の再建の問題は、これからわれわれ

の取り組まなければならぬ最も重要な課題と認識をしておりますので、今後各方面の意見を十分に拝聴しながら、最善の解決策を見出してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 大平 正芳君
- 大蔵大臣 金子 一平君
- 厚生大臣 橋本龍太郎君
- 労働大臣 栗原 祐幸君
- 自治大臣 澁谷 直藏君
- 國務大臣 金子 岩三君

出席政府委員

- 自治大臣官房審議官 石原 信雄君
- 自治省財政局長 森岡 敏君

○朗読を省略した議長の報告

(選出通知)

一、去る二十日、本院は検察官適格審査委員会及

び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会

天野 光晴君(任期満了につき選出)

古屋 亨君(同)

同予備委員

山崎武三郎君(古屋亨君の予備委員)

広瀬 秀吉君(平林剛君の予備委員)

長谷雄幸久君(林孝矩君の予備委員)

(指名通知)

一、去る二十日、本院は北海道開発審議会委員に

衆議院議員阿部文男君、同川田正則君、同村上

茂利君、同芳賀貞君及び同斎藤実君を指名した

旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は鉄道建設審議会委員に衆

議院議員原茂君、同平林剛君及び同石田幸四郎

君を指名した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、農林水産委員会において、次

のとおり理事を補欠選任した。

理事 堀之内久男君(理事江藤隆美君去る二

十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

宇野 亨君

補欠

田村 元君

中川 秀直君

田村 元君

永原 稔君

地方行政委員

細谷 治嘉君

三谷 秀治君

安宅 常彦君

松本 善明君

法務委員

正森 成二君

東中 光雄君

東中 光雄君

外務委員

松本 善明君

寺前 巖君

大蔵委員

堀内 光雄君

永原 稔君

中川 秀直君

文教委員

山原健二郎君

不破 哲三君

通信委員

伊藤 公介君

山口 敏夫君

永原 稔君

宇野 亨君

中川 秀直君

安宅 常彦君

松本 善明君

細谷 治嘉君

三谷 秀治君

東中 光雄君

東中 光雄君

正森 成二君

寺前 巖君

松本 善明君

寺前 巖君

松本 善明君

寺前 巖君

江藤 隆美君

中川 秀直君

永原 稔君

不破 哲三君

山原健二郎君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

伊藤 公介君

川合 武君

大原 一三君

大原 一三君

田村 元君

安宅 常彦君

矢野 絢也君

宮田 早苗君

寺前 巖君

東中 光雄君

大原 一三君

山口 敏夫君

松本 善明君

山原健二郎君

三谷 秀治君

谷川 寛三君

細谷 治嘉君

古寺 宏君

伊藤 公介君

川合 武君

矢野 絢也君

山口 敏夫君

大原 一三君

春田 重昭君

安藤 巖君

矢野 絢也君

春田 重昭君

補欠

大原 一三君

川合 武君

補欠

谷川 寛三君

細谷 治嘉君

古寺 宏君

神田 厚君

松本 善明君

山原健二郎君

川合 武君

伊藤 公介君

三谷 秀治君

安藤 巖君

寺前 巖君

田村 元君

安宅 常彦君

矢野 絢也君

山口 敏夫君

大原 一三君

補欠

矢野 絢也君

不破 哲三君

春田 重昭君

補欠

春田 重昭君

補欠

議院運営委員

辞任

塚原 俊平君

不破 哲三君

正森 成二君

中村喜四郎君

中村喜四郎君

補欠

中村喜四郎君

正森 成二君

東中 光雄君

塚原 俊平君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

越智 通雄君

関谷 勝嗣君

上田 卓三君

市川 雄一君

稻村佐近四郎君

海部 俊樹君

平林 剛君

矢野 絢也君

補欠

稻村佐近四郎君

海部 俊樹君

平林 剛君

矢野 絢也君

越智 通雄君

関谷 勝嗣君

上田 卓三君

市川 雄一君

地方行政委員

辞任

相沢 英之君

加藤 万吉君

田村 元君

安宅 常彦君

社会労働委員

辞任

矢山 有作君

田中美智子君

補欠

田村 元君

安宅 常彦君

相沢 英之君

加藤 万吉君

補欠

井上 普方君

不破 哲三君

農林水産委員

井上 普方君

不破 哲三君

津川 武一君

津川 武一君

玉城 栄一君

正木 良明君

補欠

矢山 有作君

田中美智子君

不破 哲三君

正木 良明君

玉城 栄一君

予算委員

稻村佐近四郎君

大坪健一郎君

海部 俊樹君

田村 元君

野呂 恭一君

安宅 常彦君

井上 普方君

平林 剛君

正木 良明君

矢野 絢也君

安藤 巖君

田中美智子君

鹿野 道彦君

北川 石松君

谷川 寛三君

羽田 孜君

堀之内久男君

外務委員

小川 国彦君

金子 みつ君

矢山 有作君

市川 雄一君

玉城 栄一君

補欠

安宅 常彦君

平林 剛君

井上 普方君

矢野 絢也君

正木 良明君

大蔵委員

辞任

不破 哲三君

安藤 巖君

安藤 巖君

宇野 亨君

越智 通雄君

関谷 勝嗣君

塚原 俊平君

森 喜朗君

中川 秀直君

稻村佐近四郎君

大原 一三君

農林水産委員

辞任

村上 茂利君

坂口 力君

椎名悦三郎君

山口 敏夫君

補欠

椎名悦三郎君

正木 良明君

村上 茂利君

津川 武一君

羽田 孜君

通信委員

辞任

不破 哲三君

津川 武一君

津川 武一君

羽田 孜君

椎名悦三郎君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

羽田 孜君

大原 一三君	中川 秀直君
山口 敏夫君	依田 実君
正示啓次郎君	羽田 孜君
砂田 重民君	越智 伊平君
藤波 孝生君	森 美秀君
越智 伊平君	砂田 重民君
田中 正巳君	青木 正久君
田村 元君	稻村佐近四郎君
根本龍太郎君	奥野 誠亮君
羽田 孜君	正示啓次郎君
松澤 雄蔵君	愛野興一郎君
三塚 博君	海部 俊樹君
森 美秀君	藤波 孝生君
冲本 泰幸君	坂口 力君
中川 嘉美君	岡本 富夫君
渡辺 朗君	小平 忠君
三谷 秀治君	不破 哲三君
中川 秀直君	大原 一三君
依田 実君	山口 敏夫君

砂田 重民君	原田昇左右君
正木 良明君	春田 重昭君
大蔵委員	任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員	一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任	西岡 武夫君
永原 稔君	西岡 武夫君
西岡 武夫君	永原 稔君
辞任	補欠
西岡 武夫君	永原 稔君
永原 稔君	西岡 武夫君
理事 堀原 俊平君	(理事小沢一郎君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
理事 木野 晴夫君	(理事佐々木義武君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
理事 堀原 俊平君	(理事小沢一郎君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
特別委員辞任及び補欠選任	一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員	科学技術振興対策特別委員
辞任	小沢 一郎君
堀之内久男君	堀之内久男君
宮崎 茂一君	森田 欽二君
渡辺 栄一君	渡辺 栄一君
堀之内久男君	小沢 一郎君

森田 欽二君	宮崎 茂一君
渡辺 秀央君	渡辺 栄一君
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	(議案提出)
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件	(議案提出)
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	厚生省設置法の一部を改正する法律案
一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。	日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件
一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。	国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	放送大学学園法案
一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。	日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件
一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。	国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	放送大学学園法案
一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。	日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件

定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(古寺宏君外三名提出)	一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)	一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
放送大学学園法案	一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件	一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)	一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
放送大学学園法案	一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件	一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)	一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
放送大学学園法案	一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件	一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長長の報告

昭和五十四年二月二十七日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

(議案受領)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(予)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)

以上三件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

一、去る二十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十六号)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
農林水産委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
農林水産委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第五号) 法務委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第四五号)(予) 法務委員会 付託

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
古寺宏君外三名提出、衆法第四号) 社会労働委員会 付託

一、昨二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(古寺宏君外三名提出) 社会労働委員会 付託

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
内閣の衆議院解散権に関する再質問主意書(飯田忠雄君提出)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員春日一幸君提出生命保険契約上の告知事項等に関する質問に対する答弁書

生命保険契約上の告知事項等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和五十四年二月三日
提出者 春日 一幸

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
生命保険契約上の告知事項等に関する質問主意書

生命保険契約の締結に当たり保険契約者又は被保険者が悪意又は重大なる過失により重要な事実を告げず又は重要な事項につき不実の事を告げたときは、保険会社は契約の解除をすることができることになっているが、告知義務をめぐって当事者間に紛争を生ずる事例が少なくない。

よつて、次の諸点につき政府の見解を承りたい。
一 過去三年間における告知義務違反により契約を解除された件数及び保険金を減額された件数はどのくらいか。なお、保険金を減額されたものについてはその減額の理由を明らかにせられたい。

二 保険会社が保険契約者に交付する告知書用紙の告知事項欄を見ると、例えば既往症について上段には「治療をうけたこと」の有無についての質問項目、下段には「手術をうけたこと」の有無についての質問項目が印刷されてあるにもかかわらず

告知事項欄を見ると、例えば既往症について上段には「治療をうけたこと」の有無についての質問項目、下段には「手術をうけたこと」の有無についての質問項目が印刷されてあるにもかかわらず

ならず、回答欄にはこれら二つの質問項目ごと
に「有」「無」の文字を並列して印刷することな
く、単に左側上段に「有」、右側下段に「無」の文
字を印刷してそのいずれかを○で囲むことを求
めているものがあるが、このような質問形式は
不当に保険契約者をまどわせ、正確を期しがた
いと思うが政府の見解はどうか。

三 生命保険会社の中には、その告知書用紙に既
往症の質問項目中「最近五年間に、病気や外傷
で一週間以上の治療を受けたことまたは休養し
たことがありますか」と印刷しているが、これ
はその日数が継続して一週間以上なのか、断続
して一週間以上なのか明確でなく、このこと
は後日に紛争の種を残すことにならないか。

四 病気の症状の程度が極めて軽微であるにもか
かわらず、当今は通院一回だけで一週間以上の
投薬をうけるような過剰診療に類する事例は珍
らしくなくなつてきているが、このような場合
でも「一週間以上の治療」に該当することになる
のか。

五 二年以前に身体機能に障害があるとの懸念で
診察をうけ、数回投薬をうけたことがあつたと
してもその症状が極めて軽微なために、その時
医師から病状について格別に明確、適切なる注
意もなく、通院の前後期間を通じて常に正常に職
務に従事し、例えばこの間しばしば海外旅行ま
でしていた程罹病の認識のなかつた被保険者
が、前記のごとき受診者の事項につきあえて告

知しなかつたとしても、それは悪意又は重大な
る過失によるものとは言えないと思うが政府の
見解はどうか。

六 その告知書では、既往症について「最近五年
間に、病気や外傷で一週間以上の治療を受けた
ことまたは休養したことがありますか」と、そ
の有無について告知を求めているが、五年間と
いう期間は記憶力の限界からして過剰に過ぎる
のではないか。

七 告知事項は被保険者の利益に重大なる関係が
あるにもかかわらず、現行のこれらの方式はあ
いまいで疑義が多く、かくては被保険者の権利
は著しく阻害されている疑いなしとしない。

よつて政府はこの際生命保険事業の公正なる
運営を確保するため、前記のごとき現に保険会
社が行っている告知書について厳格なる検討
を加え公正妥当な基準を定めるとともに、この
ようなあいまいな方式に基づく告知義務違反の
ゆえに、解約並びに減額をうけた被保険者を救
済するよう、適切な措置を講ずべきではない
か。

右質問する。

昭和五十四年二月二十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員春日一幸君提出生命保険契約上の告
知事項等に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出生命保険契約上
の告知事項等に関する質問に対する答弁書
一について

昭和五十四年度から昭和五十二年度までの間に
告知義務違反により契約を解除された件数(保
険金の請求書類を受理した死亡契約のうち、当
該期間中に解除の決定がなされたもの)は、三
千三百十三件であり、この期間中に保険金額の
一部に相当する金額が弔慰金として支払われて
いるものは、千二百九十七件である。

弔慰金の支払は、法律的には告知義務違反に
該当するものの、悪意又は重大なる過失という
要件を、全面的に被保険者又は保険契約者の責
めに帰すのは酷である場合、裁判上の和解によ
る場合などに、個々の具体的事例に即し行われ
ているものである。

二について

例示の告知書は、社医又は嘱託医が、告知を
求める事項について、被保険者から項目ごとに

逐一聴取し、その有・無及び有の場合の詳細を
記入の上、告知内容の確認のため被保険者等の
署名を徴する告知方式に使用されたものであ
り、様式上も該項目が有る場合に記入する欄
を別に設けている。したがつて、被保険者が
「治療を受けたこと」の有無についての質問項目
と、「手術を受けたこと」の有無についての質問
項目とを混同することはないと考えられ
る。

三について

「一週間以上の治療を受けたことまたは休養
したこと」には、その日数が一週間以上継続し
ている場合はもとより、短期間に治療が反復し
ている場合など形式的には断続的であつても、
社会通念上継続していると同等の実態にあるも
のは含まれる。

四について

治療の程度を被保険者又は保険契約者が判断
することは、困難な場合が多いと考えられる。
したがつて、形式的に告知書の記載事項に該
当する場合には、その内容を告知することによ
り、保険会社が契約引受の可否を判断する際の
資料とすることが必要である。

五について

被保険者の罹病の認識は、個々により異なる
と考えられ、悪意又は重大なる過失により既往
症の告知がなかつたものであるかどうかは、入
通院に至つた経緯、医療期間、手術の有無、医

昭和五十四年二月二十七日 衆議院会議録第十号

朗読を省略した議長報告 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 一六八

師より告げられた病名、医師の与えた指示、治療の有無、治療後の経過期間、稼働状況を総合勘案して、個別事案ごとに判断する必要がある。六について

商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十八条では、「重要な事実」又は「重要な事項」の告知を求めているが、一般の被保険者又は保険契約者に何が重要であるかを、自ら判定せしめることは、被保険者等に過大な負担をかけるのみならず、公平・円滑な事業運営に支障を来すことも考えられる。このため、生命保険会社は、告知義務の対象となるべき「重要な事実」又は「重要な事項」を定型的に整理し、原則として所定の告知書(質問表)に記載している事項に限定しているもので、既往症についての五年間という期間も、社会通念的に許容され、かつ、危険選択もおおむね保障されると思われる範囲で決定されているものである。

また、商法第六百七十八条第二項で準用する第六百四十四条第二項において、契約の時より五年を経過したときは、告知義務違反による契約解除権が消滅することとなっているが、契約解除権の行使による保険契約者の不安定な立場を考慮して、保険約款上、これを二年間に短縮しているものである。

このように、既往症の告知を求めている期間(五年間)と、告知義務違反による契約解除権が

消滅する期間(二年間)とは、別の観点から定められているものである。七について

生命保険事業が、消費者の信頼を確保し、社会的な責任を果たしていくためには、真に契約者利益の保護を目標とした事業運営がなされなければならない。

告知義務制度についても、このような観点から、制度の運営に努めてきたところであるが、今後とも、外務員教育の充実などにより、告知義務制度に関する情報提供を積極的に図り、消費者の理解を更に深めるよう指導してまいりたい。右答弁する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十三年二月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部

を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。
(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、

政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の三条を加える。
(指定の基準等)

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条

第三項の承認をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する等のあるもの(変更の許可及び届出等)

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければ

ならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨の内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所

をいう。」及び「日本原子力研究所を含む。第四

十六條の三、第四十六條の五から第四十六條の七まで、第六十五條及び第六十六條を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。

第四十六條の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六條の次に次の六條を加える。

(定期検査) 第四十六條の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(事業開始等の届出)

第四十六條の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六條の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第四十六條の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四條の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四條の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十六條の六 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第四十六條の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期

昭和五十四年二月二十七日 衆議院會議録第十号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一七〇

間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十八条の二の規定に違反したとき。

七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第四十九条中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六条の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(再処理施設の解体)
第五十条の二 再処理事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第六十二条第二項中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、

「加工事業者」の下に「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改める。

第六十六条第一項中「第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を、「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を、「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第六十七条の二第二項中「第四十六条」の下に「第四十六条の二」を加える。

第六十九条第一項中「第三十三条」の下に「第四十六条の七」を加える。

第七十一条第五項中「若しくは第二十条」を「第二十条、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の七」に改め、「第十三条第一項の許可」の下に「若しくは第四十四条第一項の指定」を加え、同条第六項中「申請者を含む。」の下に「又は当該再処理事業者(第四十四条第一項の指定の申請者を含む。)」を加え、同条第七項中「若しくは第二十一条の五」を、「第二十一条の五(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条、第

五十条第一項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条の四第二項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項若しくは第五十条の二第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。

第七十一条第九項中「又は加工事業者」を、「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣)」を加え、「再処理事業者」を削る。

第七十二条中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を、「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十四条の四第一項」を、「第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を加える。

第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四第三項の規定による承認

第七十四條の二第二項第三号中「及び第三十一條第一項」を、「第三十一條第一項及び第四十六條の五第一項」に改め、同項第四号中「第十條第一項の下に」及び第四十六條の七第一項」を加え、「及び同條第二項」を「並びに第十條第二項及び第四十六條の七第二項」に改める。

第七十五條第一号中「第三條第一項」の下に「又は第四十四條第一項」を加え、同條第二号中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「、第四十四條の四第一項」を加え、同條第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四條第三項又は第四十四條の四第三項の承認を受けようとする者
第七十七條第二号中「又は第二十條第二項」を「第二十條第二項又は第四十六條の七第二項」に改め、同條第七号を次のように改める。

七 第四十四條第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者
第七十七條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 第四十四條第三項の承認を受けないで再処理の事業を行つた者
第七十八條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第四十四條の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならぬ事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者
第七十九條第四号の次に次の一号を加える。
四の二 第五十條の二第二項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者
第八十二條第一号中「若しくは第十七條」を「第十七條若しくは第四十六條の三」に改め、同條第二号中「第三十條」の下に「若しくは第四十六條の四」を加える。

は承認を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者
第七十九條第四号の次に次の一号を加える。
四の二 第五十條の二第二項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者
第八十二條第一号中「若しくは第十七條」を「第十七條若しくは第四十六條の三」に改め、同條第二号中「第三十條」の下に「若しくは第四十六條の四」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日この法律による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十四條第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四條第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六條第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六條第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 規制法第四十四條第一項の指定を受けた者

物質の再処理の事業について、指定制度を設けることによりその再処理の事業を行うことができる者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十四回国会閣法第四二二号)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、核燃料物質の再処理を安全の確保を図りつつ計画的に進めることにより、我が国における核燃料サイクルの確立に資するため、再処理事業について、事業者の範囲の拡大及びその規制の充実強化を図ろうとするもので、主な内容は次のとおりである。
(一) 再処理事業の指定等に関する規定の新設
1 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理施設の設置につき内閣総理大臣の承認を受けて再処理事業を行うこととし、同事業団及び同研究所以外の者は、内閣総理大臣の指定を受けて再処理事業を行い得ることとする。
2 再処理事業の指定又は承認の基準等に関する規定を設けること。
(二) 再処理施設の使用前検査等に関する規定の新設

理由
原子力力の平和利用及び安全の確保を図りつつ核燃料物質の再処理を計画的に進めるため、核燃料物質の再処理の事業について、指定制度を設けることによりその再処理の事業を行うことができる者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

あつたものとみなして、新法の規定を適用する。
2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四條第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六條第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六條第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 規制法第四十四條第一項の指定を受けた者

昭和五十四年二月二十七日 衆議院會議録第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一七二

- 1 再処理事業者は、再処理施設について、内閣総理大臣の使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととする。
- 2 その他再処理事業者に対する規制関係規定を整備すること。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力
- 四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
- 五 再処理施設の工事計画
- 六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

- 4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

- 2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。
- 4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

二 議案の修正議決理由
 本案は、再処理事業者の範囲を拡大する等により我が国における核燃料サイクルの確立に資するための措置として、おおむね有効適切なものと認め、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見の尊重義務の規定を「十分に」尊重しなければならないこととするよう修正を加える必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行うときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 第四十四条の次に次の三条を加える。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。

第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

右報告する。

昭和五十四年二月二十二日
 科学技術振興対 大橋 敏雄
 策特別委員長
 衆議院議長 灘尾 弘吉殿
 (別紙)
 (小字は修正)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

4 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。
- 3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六條の次に次の六條を加える。

(定期検査)

第四十六條の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(事業開始等の届出)

第四十六條の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六條の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第四十六條の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四條の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四條の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十六條の六 再処理事業者について相続があったときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総

理大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第四十六條の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四條第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四條第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第四十四條の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 第四十四條の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
- 三 第四十九條の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十條第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十一條第二項において準用する第二十二條の五の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十八條の二の規定に違反したとき。
- 七 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 八 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 九 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。
- 十 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。

第四十九條中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六條の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設

備の操作若しくは」に改める。

第五十條の次に次の一條を加える。

(再処理施設の解体)

第五十條の二 再処理事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第六十二條第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項」を加え、「附する」を「付する」に改める。

第六十五條第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、「加工事業者」の下に、「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項」を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改める。

第六十六條第一項中「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を、「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を、「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に、「再処理事業者」を加える。

第六十七條の二第二項中「第四十六條」の下に「第四十六條の二」を加える。

第六十九條第一項中「第三十三條」の下に、「第七十條」を加える。

第四十六條の七」を加える。

第七十一條第五項中「若しくは第二十二條」を、「第二十二條、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の七」に改め、「第十三條第一項の許可」の下に「若しくは第四十四條第一項の指定」を加え、同条第六項中「申請書を含む」の下に「又は当該再処理事業者(第四十四條第一項の指定の申請書を含む)」を加え、同条第七項中「若しくは第二十二條の五」を、「第二十二條の五(第五十一條第二項において準用する場合を含む)、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十二條第二項」を、「第二十二條の二第二項(第五十一條第二項において準用する場合を含む)、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項若しくは第五十條の二第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分命令、届出又は報告については、この限りでない。

第七十一條第九項中「又は加工事業者」を、「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、「再処理事業者」を削る。

第七十二條中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項」を、「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に、「第四十四條の四第一項を、「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を加える。

第七十四條の二第一項第一号中「第三條第一項」の下に「及び第四十四條第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項及び第四十四條の四第一項」に改め、同号

昭和五十四年二月二十七日 衆議院會議録第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一七四

(第八十四回国会 内閣提出)

の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四第三項の規定による承認

第七十四条の二第一項第三号中「及び第三十一条第一項」を、「第三十一条第一項及び第四十六条の五第一項」に改め、同項第四号中「第十条第一項」の下に「及び第四十六条の七第一項」を加え、「及び同条第二項」を「並びに第十条第二項及び第四十六条の七第二項」に改める。

第七十五条第一号中「第三条第一項」の下に「又は第四十四条第一項」を加え、同条第二号中「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十四条の四第一項」を加え、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三項の承認を受けようとする者

第七十七条第二号中「又は第二十条第二項」を「第二十条第二項又は第四十六条の七第二項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者

第七十七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十四条第三項の承認を受けないで再処理の事業を行つた者

第七十八号第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第四十四条の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならない事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十九号第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第五十条の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十二条第一号中「若しくは第十七条」を「第十七条若しくは第四十六条の三」に改め、同

条第二号中「第三十条」の下に「若しくは第四十六条の四」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の六第二項」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日この法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十四条第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四条第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六条第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

[別紙]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適正な措置を講ずべきである。

一 再処理を中心とした核燃料サイクルに関する自主技術の早期確立を図るといふ我が国の基本的立場を国際的に貫くよう最大限の努力を傾注すること。

二 再処理工場の立地に当たっては、環境及び住民への影響等に最大の考慮を払いつつ、地元との理解と協力を得るよう努めること。

三 再処理工場の建設及び運転のために自主技術の開発を推進し、動力炉・核燃料開発事業団において蓄積された技術と経験を十分活用すること。

四 再処理事業の実施における安全の確保及び核物質の防護に万全の措置を講じ、特に、環境に対して危険度の高い放射性物質の放出は、微量の場合も嚴重に監視すること。

五 再処理工場から発生する放射性廃棄物、特に高レベル放射性廃棄物の処理処分等に関する調査研究を推進し、安全な処理処分方法の早急な確立を図ること。

去る二十三日は、会議を開くに至らなかったため、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第九号

昭和五十四年二月二十三日(金曜日) 正午開議

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院會議録第九号中正議

一 段 行 誤 正
二 四 一 七 押岡 豊己 押岡 豊己
三 受給権者の続妹 姉
四 上 柄の續妹 姉
五 下 被災者 三行 山野 安馬 小野 安馬

定価 一部一〇円

發行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号 大藏省印刷局 電話 東京 五八二 四四一 六六代 F107

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可